

青森県産業廃棄物最終処分場の設置等に係る事前協議等に関する要綱

(目的)

第一 この要綱は、産業廃棄物最終処分場の設置等に係る事前協議制度を設けること等により、産業廃棄物最終処分場の設置等によって生活環境に係る被害が生ずることを防止し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 産業廃棄物最終処分場 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七条第十四号に規定する産業廃棄物の最終処分場をいう。
- 二 産業廃棄物最終処分場の設置等 産業廃棄物最終処分場の設置又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。)第十五条第二項第四号から第七号までに掲げる事項の変更(法第十五条の二の六第一項ただし書に規定する軽微な変更を除く。)をいう。

(産業廃棄物最終処分場の設置等に係る事前協議)

第三 県の区域(青森市、八戸市の区域を除く。)内において産業廃棄物最終処分場の設置等を行おうとする者(以下「設置等予定者」という。)は、環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)第二十七条の規定による公告(同法第三十二条第一項の規定による公告を含む。)又は青森県環境影響評価条例(平成十一年十二月青森県条例第五十六号)第二十六条の規定による公告(同条例第三十一条第一項の規定による公告を含む。)を行った後法第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の許可の申請を行う前に、最終処分場設置等事前協議書(第一号様式)(以下「設置等事前協議書」という。)により知事に協議しなければならない。

2 設置等事前協議書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- 一 産業廃棄物最終処分場の平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに周

囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面

二 埋立処分の計画を記載した書類

三 産業廃棄物最終処分場の付近の見取図

(産業廃棄物最終処分場の設置等に係る協議内容の審査結果の通知等)

第四 知事は、第三の規定による協議があった場合は、生活環境の保全及び公衆衛生の確保の見地から産業廃棄物最終処分場の設置等の内容を審査し、その結果を協議のあった日の翌日から起算して六十日以内に設置等予定者に通知するものとする。

2 知事は、生活環境の保全又は公衆衛生の確保上支障があると認めるときは、設置等予定者に対し、産業廃棄物最終処分場の構造又は規模を変更すべきことその他生活環境の保全又は公衆衛生の確保のために必要な措置を講ずべきことを勧告するものとする。

3 知事は、第一項の規定による通知(法第十五条第二項第四号から第七号までに掲げる事項の変更で生活環境の保全及び公衆衛生の確保上支障がないと知事が認めるものを行おうとする者への通知を除く。)又は前項の規定による勧告をした場合は、遅滞なく、その内容を関係市町村(その区域内に産業廃棄物最終処分場の設置等に伴って生活環境に影響を受けると認められる者(以下「関係住民」という。)が居住する市町村をいう。以下同じ。)に通知するものとする。

(産業廃棄物最終処分場の設置等に係る協議内容の変更)

第五 第三及び第四までの規定は、設置等予定者が第三の規定による協議の内容に変更を加えようとする場合について準用する。

2 前項の規定は、設置等予定者が同項において準用する第三の規定による協議の内容に変更を加えようとする場合について準用する。

(協議を行わない設置等予定者等の公表)

第六 知事は、設置等予定者が第三(第五において準用する場合を含む。)の規定による協議を行わないときは、その旨を公表することがある。

2 知事は、第四第二項(第五において準用する場合を含む。)の規定による勧告をした場

合において、当該勧告を受けた設置等予定者が当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することがある。

(あっせん)

第七 知事は、産業廃棄物最終処分場の設置等が生活環境に及ぼす影響に関して設置等予定者と関係住民との間に生じた紛争について、当事者の双方又は一方からあっせんの申出があった場合において、必要があると認めるときは、あっせんを行うものとする。

2 前項の規定によるあっせんの申出は、あっせん申出書(第二号様式)により行わなければならない。

3 知事は、あっせんに係る紛争について、あっせんによっては紛争の解決の見込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切るものとする。

4 知事は、前項の規定によりあっせんを打ち切ったときは、その旨を当事者に通知するものとする。

(生活環境の保全に関する協定)

第八 設置等予定者は、関係市町村から生活環境の保全のために必要な事項を内容とする協定の締結を求められたときは、産業廃棄物最終処分場の設置等に着手する前に誠意をもってこれに応じなければならない。

(書類の提出部数)

第九 この要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、正副二通とする。

附 則(平成二八年告示第七百六十四号)

この要綱は、平成二十九年一月一日から施行する。

附 則(令和三年告示第五百八十三号)

この要綱は、令和三年九月一日から施行する。

附 則(令和七年告示第三百六十三号)

この要綱は、告示の日から施行する。

第1号様式(第3、第5関係)

年 月 日

青森県知事 殿

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

最終処分場設置等(変更)事前協議書

次のとおり、産業廃棄物最終処分場の設置等(設置・変更)を行いたい(年 月 日付けで協議した内容について変更を加えたい)ので、青森県産業廃棄物最終処分場の設置等に係る事前協議等に関する要綱(平成2年2月青森県告示第111号)第3(第5において準用する第3)の規定により協議します。

最終処分場の種類		1 遮断型	2 安定型	3 管理型
設置等の理由				
処理する産業廃棄物の種類				
設置等の場所				
最終処分場の処理能力		埋立処分の用に供される場所の面積	m ²	埋立容量
処分期間				
埋立方式		1 サンドイッチ式	2 その他()	
埋立地の構造		1 水面埋立	2 陸上埋立(ア 山間 イ 平地)	
構造	囲い及び立札等			
	地滑り防止工又は沈下防止工			
	擁壁等			
		遮水工		

及 び 設 備 の 概 要	浸出液による汚 染防止措置	地下水集排水設 備	
		保有水等集排水 設備	
		調 整 池	
		浸出液処理設備	
		そ の 他	
	地表水流入防止 工		
	外周仕切設備		
	内部仕切設備		
	雨水等排出設備		
	採 取 設 備		
	そ の 他		
放 流 水	水 質	BOD mg/l COD mg/l SS mg/l pH 大腸菌数 CFU/ml TN mg/l TP mg/l	
	水 量	平均 m ³ /日 最大 m ³ /時	
放 流 方 法			
放 流 先 の 況	種 類・名 称		
	渇水時における 水質・水量	BOD mg/l COD mg/l pH 大腸菌数 CFU/ml TN mg/l TP mg/l 平均 m ³ /日	
生活環境の保全及び公 衆衛生の確保のための 措置			
跡 地 利 用 計 画			
他法令による規制等の 状況			
関 係 市 町 村 名			

注1 法第15条第2項第4号から第7号までに掲げる事項の変更についての事前協議又は協議内容の変更の場合には、変更前と変更後の内容を対比して記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第2号様式(第7関係)

(平6告示671・一部改正、平9告示147・旧第5号様式繰上・一部改正、平10告示782・平15告示484・一部改正)

年 月 日

青森県知事 殿

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)印

あっせん申出書

産業廃棄物最終処分場の設置等が生活環境に及ぼす影響に関して紛争が生じたので、青森県産業廃棄物最終処分場の設置等に係る事前協議に関する要綱(平成2年2月青森県告示第111号)第7第1項の規定によりあっせんを申し出ます。

- 1 紛争の内容
- 2 あっせんを申し出た理由

- 注 1 記名押印に代えて、署名することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。